

第6期 第3回川口市自治基本条例運用推進委員会

次 第

日 時：平成27年11月13日(金)午後6時30分から

場 所：キュポ・ラM4 会議室2号

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 申し送り事項の確認について
 - (2) その他
- 3 そ の 他
 - (1) 委員からの感想
 - (2) 事務連絡
- 4 閉 会

第6期委員会申し送り事項

平成27年11月13日

第6期 川口市自治基本条例運用推進委員会
委員長 齋藤 友之

この申し送り事項は、これまでの審議経過を踏まえ、新たに任期4年となる次期の川口市自治基本条例運用推進委員会（以下、委員会）運営の一助となるように申し送りするものです。

はじめに第4・5期の委員会の内容について触れると、平成24年12月26日付、川総政発第44号の諮問事項である、

1. 自治基本条例の見直しの可否
2. 自治基本条例運用推進委員会の在り方

については、平成26年7月14日付、市長に答申しています。

1つ目の自治基本条例の見直しの可否については、条例に見直しをする必要はないとの結論を得て、その旨を答申しました。2つ目の自治基本条例運用推進委員会の在り方については、じっくりと同じメンバーで審議することが必要との結論から、2年の任期を4年の任期に変更することを答申し、それを受けて委員会条例が改正されました。

また、委員会条例の改正に合わせて、1年ごとに委員の半数が入れ替わる参議院方式も同時に改めるため、一部の委員の任期を平成27年11月30日まで延長し、次期委員会が同じ委員構成で審議できるようになりました。

この間の審議の過程で、今後の検討課題として出された意見を以下のとおりまとめました。

一 自治基本条例の認知度について

これまでの審議で、自治基本条例の認知度の低さは常に課題として挙げられました。自治基本条例が制定されてから5年が経過し、市民に条例が浸透していることが理想ですが、この条例は理念的なもので、市民生活に直接関わることや、普段から意識すべきものではないことから、認知度を上げることが自体が難しいといえます。

委員会においても、より多くの市民に知ってもらうためのアイデアもいくつか出されましたが、委員会がアクションを起こすのではなく、市民と行政の双方に自治基本条例の理念を理解してもらうことが望まれます。

二 委員会の役割について

委員会の役割については、川口市自治基本条例第33条に「条例の運用状況について検討

し、市長にその改善のための提言を行う」とされ、川口市自治基本条例運用推進委員会条例第2条では「市長からの諮問に応じ、※次に掲げる事項について調査審議する。」と所掌事務を明記しています。（※次に掲げられた事項とは、条例の運用、啓発、見直し、施行による自治の推進の検証、委員会の在り方、5つが明記されています。）

過去の諮問は抽象的で解釈の幅が広く、委員会で諮問に関連した具体的なテーマを設定し、審議をしてきましたが、条例の第2条には「市長からの諮問に応じ」と書かれていることから、諮問以外に自主的な活動はできないのかという点も提起されました。

結論としては、まず、審議事項を具体的に明記した諮問が望ましいと考えます。さらに、市長の諮問に応じることが委員会の原則としつつも、委員会の自主的な審議も可能とすべきであると考えます。

三 今後の委員会と自治基本条例の理念について

これまでの議論で、委員会の在り方として、以下のような意見がありました。

- ・ テーマ型ワーキンググループや分科会を設置し、より実働的に開催する。
- ・ 一定期間（例えば、5年、10年）を経て、条例改正の可否等を審議する機関とする。
- ・ 個別具体的な課題が生じた場合に開催する。

一方で、自治基本条例の理念が浸透し、自治が実現された状態とは、すなわち、「市民が自ら声を発し、自らの地域の暮らしを自らで運営していく、という考えが根底にあるべきであり、自治基本条例がなければ進まないような自治ではなく、条例の理念は特段に意識することなく、慣習化されていくことが理想である。」などの意見も出されました。

こうしたことから、次期4年という期間を経て、委員会そのものを現行のかたちでなく、新しいかたちに変えることも考えられます。

以上